

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>行政執行法人等の労働関係に関する法律</p>	<p>行政執行法人の労働関係に関する法律</p>
<p>（目的及び関係者の義務）</p> <p>第一条 この法律は、行政執行法人等の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的かつ平和的調整を図るように団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、行政執行法人等の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。</p>	<p>（目的及び関係者の義務）</p> <p>第一条 この法律は、行政執行法人の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的かつ平和的調整を図るように団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、行政執行法人の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。</p>
<p>2 国家の経済と国民の福祉に対する行政執行法人等の重要性に鑑み、この法律で定める手続に関与する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない。</p>	<p>2 国家の経済と国民の福祉に対する行政執行法人の重要性に鑑み、この法律で定める手続に関与する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない。</p>

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（定義）

二 国有林野事業 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十

（新設）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

六年法律第二百四十六号) 第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。

三 行政執行法人等 行政執行法人及び国有林野事業を行う国の行政機關をいう。

四 職員 行政執行法人に勤務する一般職に属する国家公務員及び国有林野事業に従事する一般職に属する国家公務員をいう。

(労働組合法との関係等)

第三条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号。第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条、第十八条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十七条の十三第二項、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条の規定を除く。)の定めるところによる。この場合において、同法第六条中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」とあり、及び同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同条第四号中「労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)による労働争議の調整」とあるのは「行政執行法人等の労働関係に関する法律による紛争の調整」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(職員の団結権)

(新設)

二 職員 行政執行法人に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。

(労働組合法との関係等)

第三条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号。第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条、第十八条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十七条の十三第二項、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条の規定を除く。)の定めるところによる。この場合において、同法第六条中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」とあり、及び同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同条第四号中「労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)による労働争議の調整」とあるのは「行政執行法人の労働関係に関する法律による紛争の調整」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(職員の団結権)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 行政執行法人等は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。

5 (略)

(組合のための職員の行為の制限)

第七条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、行政執行法人等の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、行政執行法人等が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、行政執行法人は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3～5 (略)

(団体交渉の範囲)

第八条 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、行政執行法人等の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

1～4 (略)

(交渉委員等)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 行政執行法人は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。

5 (略)

(組合のための職員の行為の制限)

第七条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、行政執行法人の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、行政執行法人が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、行政執行法人は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3～5 (略)

(団体交渉の範囲)

第八条 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、行政執行法人の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

1～4 (略)

(交渉委員等)

第九条 行政執行法人等と組合との団体交渉は、専ら、行政執行法人等を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

第十条 行政執行法人等を代表する交渉委員は当該行政執行法人等が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

2 行政執行法人等及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

(苦情処理)

第十二条 行政執行法人等及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、行政執行法人等を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

い。
2 (略)

第十三条から第十五条まで 削除

(資金の追加支出に対する国会の承認の要件)

第十六条 国有林野事業を行う国の行政機関の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。また、国会によつて所定の行為がされるまでは、そのような協定に基づいていかなる資金といえども支出してはならない。

第九条 行政執行法人と組合との団体交渉は、専ら、行政執行法人を代表する交渉委員は当該行政執行法人が、組合を代表する交渉委員は当該組合が指名する。

2 行政執行法人及び組合は、交渉委員を指名したときは、その名簿を相手方に提示しなければならない。

(苦情処理)

第十二条 行政執行法人及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、行政執行法人を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

い。
2 (略)

第十三条から第十六条まで 削除

前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、事由を付しこれを国会に付議して、その承認を求めなければならぬ。ただし、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。国会による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日付に遡つて効力を発生するものとする。

(争議行為の禁止)

第十七条 職員及び組合は、行政執行法人等に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このようない禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。

2 行政執行法人等は、作業所閉鎖をしてはならない。

(行政執行法人等担当委員)

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「行政執行法人等担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する行政執行法人又は国有林野事業を行う国の行政機関の推薦

第十七条 職員及び組合は、行政執行法人に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない。

2 行政執行法人は、作業所閉鎖をしてはならない。

(行政執行法人担当委員)

第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「行政執行法人等担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する行政執行法人の推薦に基づき任命された同項に規定する四人

に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「行政執行法人等担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する行政執行法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「行政執行法人担当労働者委員」という。）のみが参与する。（この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。）

（あつせん）

第二十六条 委員会は、行政執行法人等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が行政執行法人等担当公益委員、行政執行法人等担当使用者委員若しくは行政執行法人等担当労働者委員若しくは第二十九条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3～6 （略）

（調停委員会）

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、行政執行法

の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「行政執行法人担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する行政執行法人職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「行政執行法人担当労働者委員」という。）のみが参与する。（この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。）

（あつせん）

第二十六条 委員会は、行政執行法人とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が行政執行法人担当公益委員、行政執行法人担当使用者委員若しくは行政執行法人担当労働者委員若しくは第二十九条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3～6 （略）

（調停委員会）

第二十九条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、行政執行法

人等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、行政執行法人等を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は行政執行法人等担当公益委員のうちから、行政執行法人等を代表する調停委員は行政執行法人等担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は行政執行法人等担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3～5 (略)

(仲裁委員会)

第三十四条 (略)

2 仲裁委員会は、行政執行法人等担当公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が行政執行法人等担当公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3 (略)

(委員会の裁定)

第三十五条 行政執行法人等とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 (略)

3 政府は、国有林野事業を行う国の行政機関とその職員との間に

人を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人内で組織する。ただし、行政執行法人を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は行政執行法人担当公益委員のうちから、行政執行法人を代表する調停委員は行政執行法人担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は行政執行法人担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3～5 (略)

(仲裁委員会)

第三十四条 (略)

2 仲裁委員会は、行政執行法人担当公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が行政執行法人担当公益委員のうちから指名する三人の仲裁委員で組織する。

3 (略)

(委員会の裁定)

第三十五条 行政執行法人等とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 (略)

(新設)

発生した紛争に係る委員会の裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、国有林野事業を行う国の行政機関の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

(主務大臣)

第三十六条 第二十七条第五号及び第三十三条第五号に規定する主務大臣は、厚生労働大臣並びに行政執行法人を所管する大臣（当該調停又は仲裁に係る行政執行法人を所管する大臣に限る。）及び農林水産大臣（国有林野事業を行う国の行政機関に関するものに限る。）とする。

(他の法律の適用除外)

第三十七条 次に掲げる法律の規定は、職員については、適用しない。

一 国家公務員法第三条第二項から第四項まで、第三条の二、第十七条、第十七条の二、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第七十条の五から第七十一条まで、第七十三条、第七十七条、第八十四条第二項、第八十四条の二、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条第二項、第九十八条第二項及び第三項、第一百条第四項、第一百八条の二から第一百八条の七まで並びに附則第十六条の規定

二 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二

第三十六条 第二十七条第五号及び第三十三条第五号に規定する主務大臣は、厚生労働大臣及び行政執行法人を所管する大臣（当該調停又は仲裁に係る行政執行法人を所管する大臣に限る。）とする。

(主務大臣)

(他の法律の適用除外)

第三十七条 次に掲げる法律の規定は、職員については、適用しない。

一 国家公務員法第三条第二項から第四項まで、第三条の二、第十七条、第十七条の二、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第七十条の五から第七十一条まで、第七十三条、第七十七条、第八十四条第二項、第八十四条の二、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条第二項、第九十八条第二項及び第三項、第一百条第四項、第一百八条の二から第一百八条の七まで並びに附則第十六条の規定

二 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二

百二十二号) 附則第三条の規定

2| 前項の規定は、職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、国家公務員法附則第十三条に定める同法の特例を定めたものである。

3| 行政執行法人等及び職員に係る処分であつて第三条第一項の規定により読み替えられた労働組合法第七条各号に該当するものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

附 則（抄）

3 第七条の規定の適用については、行政執行法人等の運営の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もつて行政執行法人等の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。

百二十二号) 附則第三条の規定

2| 前項の規定は、職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、国家公務員法附則第十三条に定める同法の特例を定めたものである。

3| 行政執行法人及び職員に係る処分であつて第三条第一項の規定により読み替えられた労働組合法第七条各号に該当するものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

附 則（抄）

3 第七条の規定の適用については、行政執行法人の運営の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もつて行政執行法人の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。

○労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

第八条の二 （略）

②・③ （略）

④ 特別調整委員のうち、使用者を代表する者は使用者団体の推薦に基づいて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基づいて、
公益を代表する者は当該労働委員会の使用者を代表する委員（行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する行政執行法人等担当使用者委員（次条において「行政執行法人等担当使用者委員」という。）を除く。）及び労働者を代表する委員（同法第二十五条に規定する行政執行法人等担当労働者委員（次条において「行政執行法人等担当労働者委員」という。）を除く。）の同意を得て、任命されるものとする。

⑤・⑥ （略）

第八条の三 中央労働委員会が第十条のあつせん員候補者の委嘱及びその名簿の作成、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち行政執行法人等担当使用者委員（第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。）、労働者を代

現 行

第八条の二 （略）

②・③ （略）

④ 特別調整委員のうち、使用者を代表する者は使用者団体の推薦に基づいて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基づいて、
公益を代表する者は当該労働委員会の使用者を代表する委員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する行政執行法人担当使用者委員（次条において「行政執行法人担当使用者委員」という。）を除く。）及び労働者を代表する委員（同法第二十五条に規定する行政執行法人担当労働者委員（次条において「行政執行法人担当労働者委員」という。）を除く。）の同意を得て、任命されるものとする。

⑤・⑥ （略）

第八条の三 中央労働委員会が第十条のあつせん員候補者の委嘱及びその名簿の作成、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち行政執行法人担当使用者委員（第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。）、労働者を代

代表する委員のうち行政執行法人等担当労働者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当労働者委員」という。）並びに公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する十人の委員及び会長（第二十一条第一項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

表する委員のうち行政執行法人担当労働者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当労働者委員」という。）並びに公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する十人の委員及び会長（第二十一条第一項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）（附則第七条関係）　（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十三条　（略）	第二十三条　（略）
②～④　（略）	②～④　（略）
⑤　第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第七号及び第十号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は前項に規定する物を買い受ける場合に限る。	⑤　第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第七号及び第十号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は前項に規定する物を買い受ける場合に限る。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）	五　行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）
六～十三　（略）	六～十三　（略）
⑥　（略）	⑥　（略）

○防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

第二十八条の二 （略）

2～4 （略）

現 行

第二十八条の二 （略）

2～4 （略）

5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続いて自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（國家公務員法第八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続いて自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（國家公務員法第八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（勤続期間の計算）

第七条（略）

2・3（略）

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。

現行

（勤続期間の計算）

第七条（略）

2・3（略）

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。

5・8（略）

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（費用負担の原則）

第九十九条（略）

2・4（略）

5 専従職員（国家公務員法第二百八条の二の職員団体又は行政執行人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（行政執行法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6・7（略）

現行

（費用負担の原則）

第九十九条（略）

2・4（略）

5 専従職員（国家公務員法第二百八条の二の職員団体又は行政執行人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（行政執行法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6・7（略）

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（附則第七条関係）

改正案

（傍線部分は改正部分）

（社会保険労務士の業務）

現行

（社会保険労務士の業務）

現行

第二条　社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一～一の四　（略）

一～一の四　（略）

第二条　社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一～一の四　（略）

一の五　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条

の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

一の六　（略）

二・三　（略）

2～4　（略）

2～4　（略）

一の六　（略）

二・三　（略）

2～4　（略）

○国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の

特例）

第八条（略）

2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第二百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人等の労働関係に関する法律）（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の内閣総理大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数」とする。

（自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の

特例）

第八条（略）

2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第二百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律）（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の内閣総理大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数」とする。

○国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（配偶者同行休業した職員についての国家公務員退職手当法の

特例）

第九条（略）

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第

七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第二百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

（配偶者同行休業した職員についての国家公務員退職手当法の

特例）

第九条（略）

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第

七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第二百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

○国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（配偶者同行休業をした国会職員についての国家公務員退職手当法の特例）

第九条（略）

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第二百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人等の労働関係に関する法律）（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

（配偶者同行休業をした国会職員についての国家公務員退職手当法の特例）

第九条（略）

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第二百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律）（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

○裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（配偶者同行休業をした裁判官についての国家公務員退職手当法の特例）

第七条（略）

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第二百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

現行

（配偶者同行休業をした裁判官についての国家公務員退職手当法の特例）

第七条（略）

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第二百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政執行法人等の労働関係に関する法律の一部改正）</p> <p>第一百二十七条 行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十七条第三項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。</p>	<p>（行政執行法人の労働関係に関する法律の一部改正）</p> <p>第一百二十七条 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十七条第三項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。</p>

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（職員団体のための職員の行為の制限）

（職員団体のための職員の行為の制限）

第一百八条の六（略）

第一百八条の六（略）

②（略）

③ 第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（行政執行法人等の労働関係に関する法律）（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

②（略）

③ 第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（行政執行法人の労働関係に関する法律）（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

④～⑥（略）

④～⑥（略）

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（適用除外）</p> <p>第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号）の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号）の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。</p>

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

附 則

（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第百七条 （略）

254 （略）

5 旧公社の職員であつた者に関する新法第十一條第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三條の規定による改正後の行政執行法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「行労法」という。）第二條第四号の職員のうち旧公社の職員であつた者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する行労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

現 行

附 則

（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第百七条 （略）

254 （略）

5 旧公社の職員であつた者に関する新法第十一條第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三條の規定による改正後の行政執行法人の労働関係に関する法律（以下この項において「行労法」という。）第二條第二号の職員のうち旧公社の職員であつた者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する行労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

○障害者の雇用の促進等に関する法律の一
部を改正する法律（平成二十五年法律第四十六号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（略）	（略）
第八十五条の二を第八十五条の四とし、第四章中第八十五条の次に次の二条を加える。	第八十五条の二を第八十五条の四とし、第四章中第八十五条の次に次の二条を加える。
（船員に関する特例）	（船員に関する特例）
第八十五条の二（略）	第八十五条の二（略）
2・3（略）	2・3（略）
（適用除外）	（適用除外）
第八十五条の三 第三十四条から第三十六条まで、第三十六条の六及び前章の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第三十六条の二から第三十六条の五までの規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては、適用しない。	第八十五条の三 第三十四条から第三十六条まで、第三十六条の六及び前章の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第三十六条の二から第三十六条の五までの規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては、適用しない。

○労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（中央労働委員会の委員の任命等）

第十九条の三（略）

2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち四人については、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この項、次条第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）又は国有林野事業（行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行っては、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この項、次条第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち四人については、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員（以下この章において「行政執行法人職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

て「国有林野事業職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

第十九条の三（略）

現行

（中央労働委員会の委員の任命等）

356 （略）

(委員の欠格条項)

第十九条の四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

一・二 (略)

三 国有林野事業職員又は国有林野事業職員が結成し、若しくは

加入する労働組合の組合員若しくは役員

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、行政執行法人とその行政執行法人職員との間に発生した紛争、国有林野事業を行う国の行政機関と国有林野事業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項の規定による手続に参与させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方による手続に参与させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

(公益委員のみで行う権限)

第二十四条 (略)

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属

(委員の欠格条項)

第十九条の四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

一・二 (略)

(新設)

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、行政執行法人とその行政執行法人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項の規定による手続に参与させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

(公益委員のみで行う権限)

第二十四条 (略)

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属

している事件に関するもののほか、行政執行法人職員及び国有林事業職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

(中央労働委員会の管轄等)

第二十五条 中央労働委員会は、行政執行法人職員及び国有林事業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（行政執行法人職員が結成し、又は加入する労働組合が結成し、又は加入する労働組合に係る第五条第一項及び第十二条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 (略)

している事件に関するもののほか、行政執行法人職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認められる事項の調査を行わせることができる。

(中央労働委員会の管轄等)

第二十五条 中央労働委員会は、行政執行法人職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（行政執行法人職員が結成し、又は加入する労働組合に係る第五条第一項及び第十二条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 (略)

○国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（国有林野事業に従事する職員及び行政執行法人の職員に関する特例）

第四十一条（略）

（行政執行法人の職員に関する特例）

第四十一条（略）

2 第四章の規定の適用を受ける行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員に対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」とあるのは「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」（略）とある。

「第三条第二項から第四項まで（職務に係る倫理の保持に関する事務を除く。）」と、「第十七条、第十七条の二」とあるのは「第十七条（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの）を除く。」

七条（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの）を除く。」と、「第八十四条第二項、第八十四条の二」とあるのは「第八十四号」（略）と、「第八十四条第二項、第八十四条の二」とあるのは「第八十四条第二項（国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に該当して行われるもの）を除く。」と、「第一百条第四項」とあるのは「第一百条第四項（第十七条の二の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るもの）を除く。」とする。

現行

2 第四章の規定の適用を受ける行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員に対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」とあるのは「第三条第二項から第四項まで（職務に係る倫理の保持に関する事務を除く。）」と、「第十七条、第十七条の二」とあるのは「第十七条（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの）を除く。」と、「第八十四条第二項、第八十四条の二」とあるのは「第八十四条第二項（国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に該当して行われるもの）を除く。」と、「第一百条第四項」とあるのは「第一百条第四項（第十七条の二の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るもの）を除く。」とする。

○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第二百二十一号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（当事者に対する助言及び指導）

第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二百五十七号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争を除く。）に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2・3 （略）

（当事者に対する助言及び指導）

第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二百五十七号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争を除く。）に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2・3 （略）

（適用除外）

第二十二条 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、行政執行法人等の労働関係に関する法律第二十二条第四号の職員、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項の企業職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第四十七条の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第

（適用除外）

第二十二条 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、行政執行法人の労働関係に関する法律第二十二条第二号の職員、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項の企業職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第四十七条の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第

第三条第四号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

三条第四号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「検察官等」とは、検察官その他の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条に規定する一般職に

属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第三号に規定する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四項に規定する行政執行法人等の職員その他人事院規則で定める職員を除く。）をいう。

現 行

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「検察官等」とは、検察官その他の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条に規定する一般職に

属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員その他人事院規則で定める職員を除く。）をいう。

3 （略）

○国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（留学費用の償還）

第三条（略）

2（略）

3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一・二（略）

三 国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

四～六（略）

（留学費用の償還）

第三条（略）

2（略）

3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一・二（略）

三 国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

四～六（略）

（人事院規則への委任）

第六条 この法律（次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。）の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（国有林野事業に従事する職員の研修に関する特例）

第八条 行政執行法人等の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する国有林野事業に従事する職員に対する研修に関するこの法

第八条 削除

律の規定の適用については、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「農林水産省令」とするほか、第二条第二項中「であつて、国家公務員法七十条の六の規定に基づき」とあるのは「であつて」とする。

(裁判所職員への準用)

第十条 第二条から第六条まで（第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。）の規定は、裁判所職員（国家公務員法第二条第三項第十三号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三号	第三条第三項	(略)	(略)
期間又は行政執行法 人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年）		(略)	(略)

(裁判所職員への準用)

第十条 第二条から第六条まで（第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。）の規定は、裁判所職員（国家公務員法第二条第三項第十三号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三号	第三条第三項	(略)	(略)
期間又は行政執行法 人の労働関係に関する法律（昭和二十三年）		(略)	(略)

第六条	(略)	(略)	(略)	(略)	第六条	(略)	(略)	(略)	第六条	(略)	(略)	(略)	第六条	(略)	(略)	(略)
この法律（次条から第十	(略)	(略)	(略)	(略)	この法律（次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。）	(略)	(略)	(略)	この法律（次条及び第九条から第十二条までを除く。次条において同じ。）	(略)	(略)	(略)	この法律（次条及び第三項第三号を除く。）	(略)	(略)	(略)

(防衛省職員への準用)

第十一條 第二条第二項及び第三項、第三条（第三項第三号を除く。）

並びに第四条から第六条までの規定は、防衛省職員（国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「防衛省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条	(略)	(略)	(略)	(略)	第六条	(略)	(略)	(略)	第六条	(略)	(略)	(略)	第六条	(略)	(略)	(略)
この法律（次条及び第九	(略)	(略)	(略)	(略)	この法律（次条から第十二条までを除く。次条において同じ。）	(略)	(略)	(略)	この法律（次条及び第三項第三号を除く。）	(略)	(略)	(略)	この法律（次条から第十二条までを除く。次条において同じ。）	(略)	(略)	(略)

(防衛省職員への準用)

第十一條 第二条第二項及び第三項、第三条（第三項第三号を除く。）

並びに第四条から第六条までの規定は、防衛省職員（国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「防衛省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	二条までを除く。次条及び第八条において同じ。)
	條から第十二条までを除く。次条において同じ。)

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十五条　（略）</p> <p>2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第一百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二百五号）及び行政執行法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。</p>	<p>第二十五条　（略）</p> <p>2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第一百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二百五号）及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。</p>